

令和7年度吉備中央町認定こども園紙おむつ等納入業務  
委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 委託等の目的

本要領は、「令和7年度吉備中央町認定こども園紙おむつ等納入業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

## 2 委託等の名称、履行場所、履行内容及び履行期間

- (1) 委託等の名称  
令和7年度吉備中央町認定こども園紙おむつ等納入業務委託
- (2) 委託業務内容  
別紙「令和7年度吉備中央町認定こども園紙おむつ等納入業務 委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 履行場所  
吉備中央町内認定こども園
- (4) 履行期間  
契約締結日から令和8年3月31日（火）まで（11月から納入開始）
- (5) 契約上限額  
1,229,250円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。  
※契約については、1人あたりの月額利用料金とする。

## 3 プロポーザル方式を採用する理由（公募型又は指名型）

本プロポーザルは（公募型又は指名型）とする。参加資格は、次の要件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 国又は岡山県内地方公共団体の指名停止又は指名除外の措置を受けていない団体等
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) プロポーザル参加申し込み時点で、国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 岡山県内にて本件に類似した紙おむつ等納入業務の実績を有していること。

#### 4 事業スケジュール

内容	日程
実施要領等の公告	令和7年7月25日（金）
質問書の提出期限	令和7年8月1日（金）午後5時まで
質問書に対する回答公表	令和7年8月5日（火）
参加表明書の提出期限	令和7年8月8日（金）午後5時まで
参加資格審査結果に関する通知	令和7年8月13日（水）まで
企画提案書等の提出期限	令和7年8月19日（火）午後5時まで
審査会（プロポーザル）	令和7年8月25日（月）
選定結果の通知	令和7年8月28日（木）まで
契約の締結	令和7年9月上旬（予定）

#### 5 提案手続

本プロポーザルに関する質問及び質問に対する回答は、次のとおり行うものとする。

(1) 質問方法

「質問書」に質問内容等を記載の上、電子メールで提出すること。電子メールの表題は「事業者名」とすること。

電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

電子メール（kosodate@town.kibichuo.lg.jp）

(2) 提出先

「15 問合せ先・書類提出先」を参照

(3) 提出期限

令和7年8月1日（金）午後5時 まで

(4) 回答方法

確認の行われた内容については、参加者の認識を統一するため、質問者を伏せた形式で、令和7年8月5日（火）までに、吉備中央町公式ホームページにて公表する。

※質問内容が、選定にあたり公平性が保てないと判断した場合は回答しないことがある。

## 6 評価方法及び評価基準

### (1) 審査方法

提案者から提出された企画提案書等を審査会において、提案者が企画提案書に即したプレゼンテーションを行い、質疑及びプロポーザルの後、審査員が内容を客観的かつ総合的に評価して、審査を行う。得られた総合評価点数が最も高い参加者を本業務の選定予定者として、決定する。

ただし、不正な行為を行ったり、関係法令に抵触した場合は、失格とし審査の対象外とする。なお、他の参加者は、審査会の決定に対し異議を申し立てることはできないものとする。

### (2) 評価項目は次のとおりとする。

審査項目	審査の視点	配点
提案内容の的確性	仕様書を的確に踏まえ、明瞭かつ具体提案されているか。	10
	事業を効果的、効率的に実施するための提案であるか。	10
企画提案内容	スケジュール及び納品が具体的に設定され、実現性・具体性のある提案となっているか。	10
納入品等に関する提案	おむつ等の品質は保護者ニーズに合ったものとなっているか。	10
	最小発注単位は妥当であるか。	10
発注・在庫管理等に関する提案	発注方法及び在庫の管理方法は、保育士の負担軽減に配慮されているか。	10
	誤発注が発生した場合の対応は提示されているか。	10
事業実施体制に関する提案	提案内容を実施できる人員が確保されているか。	10
	同様の事業実績があるか。	5
実施体制	岡山県内に事業拠点があるか。 (町内5点、県内4点、県外3点)	5
価格点	見積価格は適正であるか。	10
合 計		100

## 7 提案手続

1 プロポーザルへの参加を希望する者は、「参加表明書」（様式1）、業務実績書（任意様式）及び事業者概要書（任意様式）、「納税証明書」、「登記簿謄本」等を提出すること。

### (1) 提出期限 令和7年8月8日（金）午後5時まで

- (2) 提出方法持参又は郵送による。
  - ※持参の場合は、土日・祝日を除く午前9時～午後5時の間に持参すること。
  - ※郵送の場合は、書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法で送付すること。
- (3) 提出先「15問合せ先・書類提出先」を参照
- (4) 参加資格承認の可否の連絡は、令和7年8月13日（水）までに、参加表明書に記載された住所宛に通知書で郵送し通知する。

## 2 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
  - (ア) 企画提案書届出書（様式4）
  - (イ) 企画提案書（任意様式）
    - 仕様書に基づいた内容とし、おむつ及びおしりふきについては、メーカー、商品名及び規格毎に月額定額制利用サービス料金を明記することとし、取り扱いのない規格がある場合は、見積書に取り扱い無しと記載すること。また、仕様書に示す全ての要求事項を上回る独自の提案をする場合は、そのポイントが明確にわかるように記載すること。
    - ※表紙には「令和7年度吉備中央町認定こども園紙おむつ等納入業務企画提案書」と記入
  - (ウ) 見積書及び内訳書（任意様式）
  - (エ) 配置予定者調書（管理責任者）（任意様式）
  - (オ) 配置予定者調書（担当者）（任意様式）
  - (カ) 実施スケジュール案（任意様式）
  - (キ) 国税及び地方税の滞納がないことを証する書類
  - (ク) 登記簿謄本、役員等一覧表、定款、規約若しくはこれらに相当する書類
- (2) 企画提案書は、原則として文字の大きさを10ポイント以上とし、図や写真などの使用は任意で、印刷色はカラー、ページ番号は下段中央部に付し、用紙サイズは基本的にA4とし、A4を超える場合は折込でA4に収めること。
- (3) 提出部数
  - (ア) 正本1部
  - (イ) 副本10部
- (4) 提出期限令和7年8月19日（火）午後5時まで
- (5) 提出先「15問合せ先・書類提出先」を参照
- (6) 提出方法持参又は郵送（書留郵便に限る）。
  - ※持参の場合は、土日・祝日を除く午前9時～午後5時の間に持参すること。※郵送の場合は、書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法で送付すること。

## 8 審査委員会（プロポーザル）の実施

(1) 日時 令和7年8月25日（月）

※参加者に対しては、改めて集合時間及び場所について電子メールにて通知する。

(2) 説明時間等1者につき30分程度（提案者による20分程度の説明の後、10分程度の質疑応答）提出された企画提案書を用い、担当者名簿に記載した担当者により提案説明を行う。

(3) 留意事項プロポーザルに際して、パワーポイント等の使用は認めるが、当初提出のあった企画提案書に追加する提案の説明や追加情報は認めない。

(4) プレゼンテーション時のモニターは、町で用意しますが、それ以外の備品は各自で用意すること。

## 9 選定結果

(1) 提出された企画提案書等の審査及び応募事業者のプロポーザルを実施し、最も優れている参加者を受託候補者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

(2) 受託候補者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から受託候補者を選定する。

(3) 提案が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者として選定しない。

## 10 審査基準及び選定方法

選出された複数の町職員により、別表の審査基準に基づき総合評価を実施し、評価点数の合計が最も高い参加者を受託候補者として選定する。

### 11 選定結果の通知

選定結果については、令和7年8月28日（木）までに本プロポーザル参加者全員に対し、郵送により通知するとともに、吉備中央町公式ホームページにて公開する。

### 12 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

(2) 見積金額が2（5）に示す契約上限額を超えている場合

(3) 審査委員会（プロポーザル）に参加しなかった場合

(4) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(5) 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる場合

(6) 審査の公平性を害する行為や、選定結果に影響を与えるような不誠実な行為

(7) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為をする等

理由により、審査に従事する委員が失格を認めた場合

### 1 3 業務委託契約

- (1) 審査により選定された受託候補者と所定の手続を経た後、契約を締結する。
- (2) 受託候補者との契約が不調のときは、評価により順位づけられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

### 1 4 その他町長が必要と認める事項

- (1) 企画提案書等の作成経費や旅費等の必要経費については提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと吉備中央町が認めるときには、中止又は取り消すことがあるが、この場合においても、プロポーザルに要した費用を吉備中央町に請求することはできない。
- (2) 企画提案書の提出は、1社につき1案とする。
- (3) 提出された書類の返却は行わない。
- (4) 企画提案書等は、候補者選定に伴う必要な範囲において、複製することがある。
- (5) 本プロポーザル参加者は、審査の方法、経緯及び内容についての問合せ及び選定結果についての異議申立てをすることはできない。
- (6) 受託候補者と決定された者を対象として、業務内容、仕様書等の契約内容を協議した上で当該業務を委託する相手方を決定するので、受託候補者の決定をもって提案者の企画提案内容を全て了承するものではなく、また、当該業務を委託する相手方を決定するものではない。
- (7) 本件に係る情報公開請求があった場合は、吉備中央町情報公開条例（平成11年吉備中央町条例第24号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。

### 1 5 問合せ先・書類提出先

吉備中央町 子育て推進課 子育て推進班 丸山  
〒716-1192 岡山県加賀郡吉備中央町豊野 1-2  
TEL (0866) 54-1328 FAX (0866) 54-1306  
Mail:kosodate@town.kibichuo.lg.jp